

トルコの「投資インセンティブ制度」 (2015年1月9日改訂)

トルコ投資促進機関・東京事務所
所長 関 仁

はじめに

トルコでは、2012年4月に発表された「新投資インセンティブ法(官報2832号/法令2012/3305)」により、新たな投資インセンティブ制度が導入されています。

「新投資インセンティブ法」は、「一般」・「地域」・「大規模」・「戦略」投資に対する投資奨励(インセンティブ)策を主たる内容としています。(2013年2月に追加項目が発表されています)

これらの新しい投資奨励策については、トルコへの直接投資に関心がある企業にはよく知られているものですが、これ以外にも、トルコ政府は「R&D」・「中小企業」・「工業団地」・「フリーゾーン」等に関する投資インセンティブ制度を用意しています。

本レポートでは、これらトルコの投資インセンティブ制度や投資奨励策の概要について記載します。

〔第1部〕

(I)「一般」・「地域」・「大規模」・「戦略」投資奨励策

- (1) 一般投資奨励策
- (2) 地域投資奨励策
- (3) 大規模投資奨励策
- (4) 戦略的投資奨励策
- (5) 要素の説明

〔第2部〕

- (II) R&D支援
- (III) 中小企業支援
- (IV) 工業ターゼ(SANTEZ)プログラム
- (V) 技術開発案件に対する貸付
- (VI) 訓練支援
- (VII) 政府の輸出奨励策
- (VIII) 工業団地(OIZ)
- (IX) フリーゾーン
- (X) フィード・イン・タリフ(固定価格買取制度)

本レポートの全体構成は上図の通りです。

尚、投資プロジェクトによっては複数の投資奨励策が同時に適応できる、または適応できない場合もあります。

本レポートの出所は、主に当機関の公式ウェブサイト(<http://www.invest.gov.tr>)となっております。

本レポートに記載された投資奨励策や投資インセンティブ制度の詳細につきましては、下記にお問い合わせ下さい。

トルコ共和国首相府投資促進機関・東京事務所

住所: 〒150-0012 渋谷区広尾 5-1-43-801

電話: 03-6450-4357 (営業時間 9:00~17:00/月~金)

メールアドレス: seki.hitoshi@invest.gov.tr

〔第1部〕

(I)「一般」・「地域」・「大規模」・「戦略」投資奨励策

新投資奨励(インセンティブ)策は、中間財の輸入依存を減らす可能性のある投資を奨励すること、経常赤字の減少、補助水準の引き上げ、クラスタリング活動の推進、技術移転、雇用促進、中小企業支援などを主な目的としています。

トルコ政府は、トルコ後発地域への投資を促進するために、トルコ全土を県単位で6つの地域(Regions)グレードに分類しており、投資奨励策も地域グレードにより適用されるもの、されないものがあることにご留意が必要です。

但し、「一般」投資、「戦略」投資、「優先」投資については、投資地域に関わらずほぼ同等のインセンティブが供与されます。本投資奨励策の枠組みの中で提供されるインセンティブ要素については、以下の表1を、地域(Regions)グレードを示した表2と併せてご参照ください。

なお、2014年5月9日の通達で指定された「地域」投資、「大規模」投資のインセンティブ表の延長期限が切れたため、2015年1月1日以降は法令 2012/3305 Article 15 にもとづく表(表4と表7)が有効となっています。

〔表1:投資奨励策とインセンティブ要素〕

サポート方式	一般投資	地域投資	大規模投資	戦略的投資
付加価値税の免除	○	○	○	○
関税の免除	○	○	○	○
減税枠	-	○	○	○
社会保障費補助(雇用者負担分)	-	○	○	○
従業員の所得税免除*	-	○	○	○
社会保障費補助(被雇用者負担分)*	-	○	○	○
支払利子補助**	-	○	-	○
土地供与	-	○	○	○
付加価値税払戻***	-	-	-	○

- * 第6地域への投資に適用。
- ** 第3~6地域向け地域投資奨励策で適用。
- *** 5億トルコリラ以上の戦略的投資奨励策で適用。

〔表2:地域(Regions)グレード〕



〔表3：地域 (Regions) グレード(県名リスト)〕

第1地域	第2地域	第3地域	第4地域	第5地域	第6地域
Ankara	Adana	Balıkesir	Afyonkarahisar	Adıyaman	Ağrı
Antalya	Aydın	Bilecik	Amasya	Aksaray	Ardahan
Bursa	Bolu	Burdur	Artvin	Bayburt	Batman
Eskişehir	Çanakkale (注)	Gaziantep	Bartın	Çankırı	Bingöl
Istanbul	Denizli	Karabük	Çorum	Erzurum	Bitlis
Izmir	Edirne	Karaman	Düzce	Giresun	Diyarbakır
Kocaeli	Isparta	Manisa	Elazığ	Gümüşhane	Hakkari
Muğla	Kayseri	Mersin	Erzincan	Kahramanmaraş	Iğdır
	Kırklareli	Samsun	Hatay	Kilis	Kars
	Konya	Trabzon	Kastamonu	Niğde	Mardin
	Sakarya	Uşak	Kırıkkale	Ordu	Muş
	Tekirdağ	Zonguldak	Kırşehir	Osmaniye	Siirt
	Yalova		Kütahya	Sinop	Şanlıurfa
			Malatya	Tokat	Şırnak
			Nevşehir	Tunceli	Van
			Rize	Yozgat	Bozcaada &
			Sivas		Gökçeada

(注)「第 6 地域」指定の“Bozcaada”と“Gökçeada”を除く

(1)一般投資奨励策

投資が行われる地域にかかわらず、特定の生産量条件および最低投資額の両方を満たす全てのプロジェクトは「一般」投資奨励策の対象となります。

ただし、一部の産業を対象とする投資は、投資優遇(インセンティブ)制度から除外される場合があります。

最低投資額は、「第 1・第 2 地域」は 1 百万トルコリラ以上、「第 3～第 6 地域」では 50 万トルコリラ以上です。

主な投資優遇(インセンティブ)の内容は以下の通りです。

①関税の免除:

投資インセンティブ証明書(事前の申請に基づき所轄官庁によって発行される)に記載されたプロジェクトのために輸入された機械、設備などについて関税免除。

②付加価値税(VAT)の免除:

投資インセンティブ証明書に記載されたプロジェクトのために輸入もしくは国内で購入された機械、設備などについて VAT 免除。

(2)地域投資奨励策

各地域における奨励策の対象となる投資セクターは、奨励の度合が各地域の発展レベルや将来性、経済規模等により異なるので、個別に定められています。

本奨励策の対象となる投資の最低投資額は地域、セクターの組み合わせごとに定められていますが、「第 1・第 2 地域」の場合は 1 百万トルコリラ以上、「第 3～第 6 地域」の場合は 50 万トルコリラ以上となっています。

地域投資奨励策の対象となるセクターについては、『法令 2012/3305 号の Annex 2A』を参照してください。

(「セクターコード」1～50 は、当該 US-97 コードに対応しています。当該 US-97 コードで検索の上、地域投資奨励策の対象となるかご確認ください。)

地域投資奨励策の対象となる地域の詳細については、以下 URL から『法令 2012/3305 号の Annex 2B』を参照してください。(<http://www.invest.gov.tr/en-us/investmentguide/investorsguide/pages/incentives.aspx> の右上から三段目のリンク)

地域投資奨励策において提供される支援の条件および割合については、次の表を参照してください。

〔表4：地域投資奨励策の条件など〕(赤字部分が2015年以降の変更部分)

インセンティブの種類		地域						
		第1地域	第2地域	第3地域	第4地域	第5地域	第6地域	
付加価値税(VAT)の免除		YES						
関税の免除		YES						
税率	税の低減率(%)	30	40	50	60	70	90	
	適用税率(%)	14	12	10	8	6	2	
投資に対する減税枠(%)	工業団地外(注)	10	15	20	25	30	35	
	工業団地内(注)	15	20	25	30	35	40	
社会保障費補助(雇用者負担分)	補助期間	工業団地外(注)	-	-	3年	5年	6年	7年
	補助上限(%)	工業団地内(注)	-	3年	5年	6年	7年	9年
	補助期間	工業団地外(注)	10	15	20	25	35	なし
	補助上限(%)	工業団地内(注)	15	20	25	35	なし	なし
土地供与		YES						
支払金利補助	トルコリラ建借入	-	-	3.0%	4.0%	5.0%	7.0%	
	外貨建借入	-	-	1.0%	1.0%	2.0%	2.0%	
社会保障費補助(被雇用者負担分)		-	-	-	-	-	10年	
所得税源泉徴収への補助		-	-	-	-	-	10年	

(注)「工業団地」とは“OIZ: Organized Industrial Zones”を指す。以下同じ。詳細は第二部で説明。

〔表5：地域投資奨励策において稼働前/稼働後期間に適用できる減税枠の割合〕

	第1地域	第2地域	第3地域	第4地域	第5地域	第6地域
稼働前期間	0%	10%	20%	30%	50%	80%
稼働後期間	100%	90%	80%	70%	50%	20%

尚、地域投資奨励策の特例として、『新投資インセンティブ制度』では、下記の投資を"優先投資"として定義し、投資の地域に関わらず、地域投資奨励策の「第5地域」に適用されるインセンティブを享受できるとしています。

(優先投資が「第6地域」で行われる場合は、「第6地域」のインセンティブが適用されます。)

- 閣僚評議会(Council of Ministers)の定める文化観光保護開発地域における観光関連投資。
- 鉱業関連投資。
- 鉄道および海運に関する投資。
- 製薬業、防衛、宇宙産業における特定の投資で、20百万TLを超えるもの。
- 自動車、宇宙、防衛産業のための試験設備、風洞実験などに関する投資。
- 民間による小学校、中学校、高等学校に関する投資。
- 屋内面積50,000㎡以上の国際展示場に関する投資。
- 科学工業技術省、TUBITAK、KOSGEBの支援するR&D事業によって開発された製品を生産するための投資。
- 自動車生産で3億TL以上の投資。
- エンジン生産に関わる75百万TL以上の投資。
- エンジン部品、変速機部品、自動車用電子部品に関わる20百万TL以上の投資。
- エネルギー天然資源省が発行した有効な採掘ライセンスと許可の範囲内で、鉱業法No. 3213において4-bグループに分類される金属が動力として使用される発電に関する投資。
- バイオ・テクノロジー、がん治療、血液生成に関わる20百万TL以上の投資。

(2014年からの追加対象投資)

- 石油相当エネルギー消費が年間 500 トン以上の既存設備において最低 5 年間にわたり 20%の省エネを実現する投資。
- 廃棄物の熱回収による発電事業(天然ガス PPs を除く)
- LNG、地下ガス貯蔵に関わる 50 百万 TL 以上の投資。
- 炭素繊維あるいは炭素繊維から作られる複合素材についての投資で炭素繊維の生産をとまなうもの。

(3)大規模投資奨励策

トルコの技術や研究開発能力、競争力を推進する可能性のある下記 12 の投資分野は大規模投資奨励策のインセンティブを享受できます。

〔表6:大規模投資奨励策の最低金額バー〕

□	投資分野の概要	最低投資額 (百万トルコリラ)
1	石油生産性製品の生産	1,000
2	化学製品の生産	200
3	港湾ならびに港湾サービス	200
4	a) 自動車のOEM	200
	b) 自動車部品	50
5	鉄道、鉄道用動力、および列車	50
6	輸送パイプライン・サービス	
7	エレクトロニクス	
8	医療、高精度、光学機器	
9	薬剤	
10	飛行機、宇宙用機器および部品	
11	機械(電気機械、機材を含む)	
12	鉱業(金属生産を含む)	

大規模投資奨励策において提供される支援の条件および割合については、次の表を参照してください。

〔表7:大規模投資奨励策の条件など〕(赤字部分が 2015 年以降の変更部分)

インセンティブの種類		地域						
		第1地域	第2地域	第3地域	第4地域	第5地域	第6地域	
付加価値税(VAT)の免除		YES						
関税の免除		YES						
税率	税の低減率(%)	30	40	50	60	70	90	
	適用税率(%)	14	12	10	8	6	2	
投資に対する減税枠 (%)	工業団地外	20	25	30	35	40	45	
	工業団地内	25	30	35	40	45	50	
社会保障 費補助 (雇用者負 担分)	補助期間	工業団地外	-	-	3年	5年	6年	7年
		工業団地内	-	3年	5年	6年	7年	9年
	補助上限 (%)	工業団地外	3	5	8	10	11	なし
		工業団地内	5	8	10	11	なし	なし
土地供与		YES						
社会保障費補助(被雇用者負担分)		-	-	-	-	-	10年	
所得税源泉徴収への補助		-	-	-	-	-	10年	

〔表8:大規模投資奨励策において稼働前/稼働後期間に適用できる減税枠の割合〕

	第1地域	第2地域	第3地域	第4地域	第5地域	第6地域
稼働前期間	0%	10%	20%	30%	50%	80%
稼働後期間	100%	90%	80%	70%	50%	20%

地域/大規模投資インセンティブ制度内の投資が以下のような場合、減税枠および社会保障費補助(雇用者の負担分)において、1階級上の地域に適用されるインセンティブを享受できます。

- 工業団地(OIZ)内の場合
 - 同業種の企業5社以上が共同投資によって統合を強める場合
- 上記の例として、「第3地域」のOIZ内への投資の場合、「第4地域」の減税枠が適用されます。同様に、「第6地域」のOIZ内への投資の場合には、減税枠が5%増加し65%となります。

(4)戦略的投資奨励策

以下の全ての条件を満たす投資については、戦略的投資奨励策のインセンティブを享受できます。

- 投資により生産する製品の国内生産量がその輸入量よりも少ない。
- 投資額が50百万TL以上。
- 40%以上の付加価値を創出する。(この条件は、製油所や石油化学製品への投資には適用されません。)
- 投資により生産する製品の総輸入額が過去一年間で50百万米ドル以上。(ただし、本項目はトルコ国内での生産が全くない製品の投資については該当しない。)

戦略的投資奨励策において提供される支援の条件および割合については、次の表を参照してください。

〔表9:戦略的投資奨励策の条件など〕

インセンティブの種類	地域					
	第1地域	第2地域	第3地域	第4地域	第5地域	第6地域
付加価値税(VAT)の免除	YES					
関税の免除	YES					
税率	税の低減率(%)					
	適用税率(%)					
投資に対する減税枠(%)	50					
社会保障費補助 (雇用者負担分)	補助期間			7年		10年
	補助上限(%)			15		なし
土地供与	YES					
支払金利補助	トルコリラ建借入					
	外貨建借入					
	最大補助額(注)					
社会保障費補助(被雇用者負担分)	-	-	-	-	-	10年
所得税源泉徴収への補助	-	-	-	-	-	10年
付加価値税(VAT)の払戻	YES					
	(合計投資額5億トルコリラを超える場合に、建屋および建設費についてのVATが対象。)					

(注)投資額の5%を上限とする。

〔表10:戦略的投資奨励策における稼働前/稼働後期間に適用される投資の寄与率〕

	第1地域	第2地域	第3地域	第4地域	第5地域	第6地域
稼働前期間	50%					80%
稼働後期間	50%					20%

(5)要素の説明

①減税枠:

『投資インセンティブ制度』で指定された減税枠(投資総額に対する一定割合)を「使い切る」まで、本来 20%の法人所得税が「適用税率」まで下げられます。

②社会保障費補助(被雇用者負担分):

投資により増加した雇用については、法定最低賃金に基づき計算された社会保障費の被雇用者負担分を政府が負担します。この補助は投資インセンティブ証明書に「第 6 地域」と記載されている場合に限りです。社会保障費補助には上限がなく、10 年間申請することができます。

③社会保障費補助(雇用者負担分):

投資により増加した雇用については、法定最低賃金に基づき計算された社会保障費の雇用者負担分を政府が負担します。総投資額の一部はこの補助に上限があります。上限の額は、不動産などを除く固定資産への総投資額に以下の割合をかけて計算されます。雇用者負担分の社会保障費の補助は 2014 年以降の投資に対しての支給期間が短縮される予定です。

④所得税源泉徴収への補助:

投資インセンティブ証明書に記載された投資によって採用される被雇用者の所得税については、控除の必要がなくなります。この補助は投資インセンティブ証明書に「第 6 地域」と記載されている場合に限りです。所得税源泉徴収への補助は上限がなく、10 年間申請することができます。

⑤支払金利の補助:

投資インセンティブ証明書に記載された投資の支払金利について、最低 1 年の間補助が受けられます。投資インセンティブ証明書に記載された設備投資額の最大 70%までの借入金の金利の一部(下記の上限あり)を政府が負担します。

	第1地域	第2地域	第3地域	第4地域	第5地域	第6地域
トルコリラ建て	-	-	3.0%	4.0%	5.0%	7.0%
外貨建て	-	-	1.0%	1.0%	2.0%	2.0%
補助額上限	-	-	500千TL	600千TL	700千TL	900千TL

⑥土地の供与:

投資インセンティブ証明書に記載のある投資については、財務庁が定めた基準と原則に従い、土地が供与される場合があります。(土地の供与については、土地を所有する財務庁、地方自治体などとの個別交渉によって可否が判断されるため、一般的には相当規模の投資のみが対象となりえます。)

⑦付加価値税(VAT)の払戻:

設備投資の合計額が 5 億 TL を超える戦略的投資については、建設費の VAT が払い戻されます。

〔第2部〕

(Ⅱ)R&D 支援

(1)新 R&D 法(新研究開発法)

2024 年まで有効な新 R&D 法では、トルコにおける研究開発施設で 50 人以上の雇用があるような R&D 投資プロジェクトに対して、以下の特別なインセンティブを用意しています。

- 研究開発費の前年度比増加分の 50%を法人税から控除可能
- 従業員数が 500 人以上となる場合、研究開発費の 100%を法人税から控除可能
- 被雇用者の所得税控除の免除。(2023 年 12 月 31 日まで有効)
- 5 年間にわたる社会保障費雇用者負担分の 50%が免除
- 関連文書の印紙税免除
- 新規採用の科学者に対して 10 万トルコリラを上限とし技術開発費を供与
- 一部の公共機関や国際機関からの補助金所得は税算定の上で所得から除外

(2)技術開発ゾーン(TDZ: Technology Development Zone)

技術開発ゾーン(又はテクノパークと呼ばれる)は、大学構内や大学の近隣に設立される工業ゾーンで、先端技術を活用した製品やサービスを産学協同で開発し、商品化することを目的として設置されています。

トルコ国内で40以上の技術開発ゾーンが認可され、30以上が稼動中です。

大学と協同研究する新興企業・個人発明家などの活動支援を目的とし、以下のインセンティブが提供されます。

- すぐに利用可能な事務所や研究インフラ設備の提供
- ソフトウェア開発など研究開発からもたらされる利益につき、2023 年 12 月 31 日まで所得税と法人税が免除
- 技術開発ゾーン内で 100%制作されたアプリケーション・ソフトウェアの販売に際し、2023 年 12 月 31 日まで VAT を免除
- 技術開発ゾーンの調査、ソフトウェア、研究開発人員の所得は 2023 年 12 月 31 日まで所得税免除
- 社会保障費雇用者負担分の 50%を政府が 5 年間にわたり負担。(2024 年 12 月 31 日まで)

(3)研究開発プロジェクトに対する研究開発費の補助及び融資

TUBITAK (トルコ科学技術研究会議)及び TTGV (トルコ技術開発基金)は、以下のプロジェクトや研究などに対し補助金の交付や融資を行います。

- ・「TUBITAK インセンティブの対象プロジェクト」
- ・「コンセプト開発」
- ・「技術調査及び技術的フィージビリティ調査」
- ・「実験室におけるコンセプトから設計への転換研究」
- ・「設計及びスキッチングの研究」
- ・「プロトタイプ製作」
- ・「パイロット施設の建設」
- ・「試験生産」
- ・「特許とライセンスの研究」
- ・「製品の設計から生じる販売後の問題の除去に関する活動」

(Ⅲ) 中小企業支援

「中小企業」とは“従業員 250 名以下、そして売上高 25 百万 TL 以下の企業”と定義され、中小企業に対して、国内産業振興の観点から以下のインセンティブが提供されます。

- 関税の免除
- 輸入もしくは国内で購入した機械、設備にかかる VAT 免除
- 信用供与制度(限度額まで)
- 信用保証支援: 中小企業支援のため、10 億 TL の資金が財務庁より信用保証基金(KGF)に送られ、これを原資に 100 億 TL の貸し付けが可能、一社当たりの保証上限は 1 百万 TL、リスク・グループの企業には 1.5 百万 TL が上限、KGF は貸付金の 80%を保証します
- KOSGEB(中小企業開発公社)は融資、R&D、共用事務所、市場調査、マーケティング、輸出、訓練などを様々な制度によって支援します

(Ⅳ) 工業テーゼ (SANTEZ) プログラム

「技術開発」、「生産プロセス開発」、「品質向上」、及び「環境改善」などのプロジェクトを大学と協同で実施した場合、プロジェクト監督委員会の認可を受けることで、以下の直接的な財政支援が受けられます。

プロジェクト期間は最長 3 年で、6 ヶ月の延長の可能性もあります。

- プロジェクト予算の最大 75%が補助金対象
- 研究所による分析や試験用資材も補助対象

(Ⅴ) 技術開発案件に対する貸付

「技術開発」、「再生可能エネルギー」、「省エネ技術」、及び「環境負荷低減」などのプロジェクトについては、トルコ技術開発基金 (TTGV) から、以下の条件の無利子の長期貸付を受けることが出来ます。

- 貸付金の上限額はプロジェクト総額の 50%
- プロジェクト一件あたりの貸付金の上限は 1 百万米ドル
- 返済期間はプロジェクト実施後一年の猶予期間をおいてからの 4 年間

(Ⅵ) 職業訓練支援

国家就業庁 (ISKUR) は、最長で 6 ヶ月間の職業訓練プロジェクトに対し、研修生の一定割合が研修後に訓練事業の当事者である雇用者(企業)に採用されることを条件に、雇用者(企業)に対して以下の支援を行います。

- ISKUR に登録した研修生或いは未雇用の候補者たちに、採用前の研修期間中の賃金補助として一日当たり 20TL が直接支払われます
 - ISKUR に登録した研修生或いは未雇用の候補者たちの社会保険料を ISKUR が肩代わりします
 - 雇用者からの国家就業庁への請求に基づき、トレーナーの費用、その他の訓練に関わる費用(光熱費、水道代、賃貸費用、等)の一部について ISKUR が負担します
- また国家教育省は職業訓練につき以下のサポートを行います
- 国家教育省の判断により適切なプログラムの職業訓練学校を開設します
 - 既存の職業訓練高校で実施される訓練事業の教員に関わる費用に対し、国家教育省が支援します

(IX)フリーゾーン (FZ:Free Zone)

フリーゾーン(FZ)とは、輸出型産業の投資を奨励するために設立された、トルコ国内にあって通関前地域として認知されている特別地域です。



一般の商業・金融・経済面の法的・事務的規制は、FZ内では不適用、乃至は部分適用に留まります。

1985年のFZ法3218号と関連委任立法が法的枠組みで、経済省フリーゾーン局の管轄下に置かれ、関税貿易省も特定責任を負います。

トルコ国内には20のフリーゾーンがあり、そのうち19が稼働中で、国際貿易にとってのアクセスに優れるEUや中東市場に近く、地中海、エーゲ海、黒海などのトルコの主要港に隣接しています

フリーゾーン入居企業は、以下の広範囲な租税上の恩典などを享受できます。

- 関税その他の関連費用の100%免除
- 製造拠点としての認可を受けた場合は法人税を100%免除
- VAT及び特別消費税の100%免除
- 従業員の個人所得税の100%免除(フリーゾーン内で生産する物品のFOB価格合計の少なくとも85%を輸出する企業の場合)
- 物品は無期限でフリーゾーン内に保管
- 外貨建て会計
- 企業はフリーゾーンから海外、或いはトルコへ利益を自由に、何らの規制なく移動

(X)フィード・イン・タリフ(固定価格買取制度)

トルコのフィード・イン・タリフに関する規制は、主に2005年5月18日に公布された法令5346、2010年12月29日に公布された法令6094及び同修正案、2013年3月30日に公布された「Electricity Market Law 6446」に基づきます。

また「Electricity Market Law 6446」は、1MW以下の再生可能エネルギーに基づく発電施設について認可が不要と規定しています。

下記はフィード・イン・タリフの価格を記した表ですが、詳細については当該法令やトルコ共和国首相府投資促進機関(ISPAT)の報告書などをご参照下さい。

Schedule I (2010年12月29日に公布された法令6094に基づく)	
再生可能エネルギー発電施設のタイプ	適用価格 (米ドルセント/kWh)
a. 水力発電所	7.3
b. 風力発電所	7.3
c. 地熱発電所	10.5
d. バイオマス発電所(埋立地ガスを含む)	13.3
e. 太陽エネルギーによる発電所	13.3

Schedule II (2010年12月29日に公布された法令6094に基づく)		
設備のタイプ	発電設備に使われている国産部品	国産化による上乗せ (米ドルセント/kWh)
A-水力発電所	1- タービン	1.3
	2- ジェネレーター、パワーエレクトロニクス	1.0
B-風力発電所	1- ウイング	0.8
	2- ジェネレーター、パワーエレクトロニクス	1.0
	3- タービンタワー	0.6
	4- ローターとナセル類の全ての機械部品(ウイング類、ジェネレーター、パワーエレクトロニクス類への支払いを除く)	1.3
C- PV 太陽エネルギー発電所	1- PV パネル・インテグレーション、太陽光構造部分の生産	0.8
	2- PV モジュール	1.3
	3- PV モジュールを構成するセル	3.5
	4- インバーター	0.6
	5- 太陽光を PV モジュールに集約する材料	0.5
D- 集光型太陽エネルギー発電所	1- 放熱集約チューブ	2.4
	2- 反射板	0.6
	3- 太陽光追跡システム	0.6
	4- 太陽熱保存システムの機械的アクセサリ	1.3
	5- タワーの太陽光を集めるスチーム生産システムの機械的アクセサリ	2.4
	6- スターリングエンジン	1.3
	7- パネル・インテグレーション、太陽光パネル構造部	0.6
E- バイオマス発電所	1- 流動層スチームタンク	0.8
	2- 液体またはガス燃料スチームタンク	0.4
	3- ガス化・ガス浄化機類	0.6
	4- スチームまたはガスタービン	2.0
	5- 内燃式またはスターリングエンジン	0.9
	6- ジェネレーター、パワーエレクトロニクス	0.5
	7- コージェネレーションシステム	0.4
F- 地熱発電所	1- スチームまたはガスタービン	1.3
	2- ジェネレーター、パワーエレクトロニクス	0.7
	3- スチームインジェクターまたは真空コンプレッサー	0.7